

令和8年度 税率改定(案)について

(確定係数による標準保険税率を準用)

令和8年1月21日

市民環境部医療保険課

岡谷市国保事業費納付金

県より示された、被保険者数や医療費指数、所得係数等に応じて配分された、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分を合算した令和8年度の納付金額については以下のとおり。

○令和8年度納付金（確定係数）

岡谷市国保事業費納付金	954,222,631円
医療分	590,993,032円
後期高齢者支援金分	250,688,174円
介護納付金分	87,860,099円
子ども子育て支援金分	24,681,326円

（参考）国保事業納付金推移（確定係数 令和7・8年度対比）

〈医療分〉

	R7	R8	増減 (R8-R7)
総額	614,606,427円	590,993,032円	△23,613,395円
構成比	64.25%	61.93%	△2.32%
1人あたり	85,743円	85,775円	+ 32円
被保険者	7,168人	6,890人	△278人

〔仮係数→確定係数での変更〕

・事業納付金		1人あたり	
全体	952,175,798円 → 954,222,631円	+2,046,833円	
医療分	588,140,883円 → 590,993,032円	+2,852,149円	+413円
後期分	253,003,675円 → 250,688,174円	△2,315,501円	△336円
介護分	88,504,185円 → 87,860,099円	△ 644,086円	△261円
子ども分	22,532,491円 → 24,681,326円	+2,148,835円	+312円

〈後期高齢者支援金分〉

	R7	R8	増減 (R8-R7)
総額	254,186,795円	250,688,174円	△3,498,621円
構成比	26.57%	26.27%	△0.30%
1人あたり	35,461円	36,384円	+ 923円
被保険者	7,168人	6,890人	△278人

〈子ども分は皆増〉

	R8
総額	24,681,326円
構成比	2.59%
1人あたり	3,582円
被保険者	6,890人

〈介護納付金分〉

	R7	R8	増減 (R8-R7)
総額	87,858,416円	87,860,099円	+ 1,683円
構成比	9.18%	9.21%	+ 0.03%
1人あたり	35,017円	35,513円	+ 496円
被保険者	2,509人	2,474人	△35人

標準保険料率の算定に必要な保険料総額の算出

○納付金額から保健事業等の調整(+)や、公費等の調整(-)を行います。

	納付金額	調整(+)	調整(-)	標準保険料率の算定に必要な保険料総額
医療分	590,993,032円	83,573,300円	126,200,890円	548,365,442円
支援金分	250,688,174円	689,700円	31,201,655円	220,176,219円
介護分	87,860,099円	36,000円	12,643,579円	75,252,520円
子ども分	24,681,326円	0円	4,086,003円	20,595,323円
全体	954,222,631円	84,299,000円	174,132,127円	864,389,504円

○調整後の保険料総額に対して、標準的な収納率(過去3年間の平均)で調整します。

	標準保険料率の算定に必要な保険料総額	標準的な 収納率	調整後の標準保険料率 の算定に必要な保険料 総額	仮係数との 比較
医療分	548,365,442円	94.72%	<u>578,933,110円</u>	+ 4,216,796
支援金分	220,176,219円		<u>232,449,556円</u>	△2,444,574
介護分	75,252,520円		<u>79,447,340円</u>	△ 679,989
小 計	843,794,181円		<u>890,830,006円</u>	+ 1,092,233
子ども分	20,595,323円		<u>21,743,373円</u>	+ 2,268,618
合 計	864,389,504円		<u>912,573,379円</u>	+ 3,360,851

○ 標準保険料（税）率を基に、応益割水準の平準化に向けた改定、被保険者の負担等を考慮し、岡谷市国保として賦課する保険税率を算定する。（赤字：仮係数での算定からの変更箇所）

$$\text{国保税年税額} = \textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4}$$

①医療給付費分 (医療分)	②後期高齢者支援金等分 (支援金分)	③介護納付金分 (介護分)	④子ども・子育て支援金分 (子ども分)
A) 所得割額 現行 → 標準 → 改定案 7.26% 6.91% 7.17% (+0.16) (+0.05)	A) 所得割額 現行 → 標準 → 改定案 2.89% 2.84% 2.86% (+0.02)	A) 所得割額 現行 → 標準 → 改定案 2.38% 2.34% 2.33% (+0.01)	A) 所得割額 標準 → 改定案 0.26% 0.26% (+0.03) (+0.03)
B) 均等割額 現行 → 標準 → 改定案 23,200円 25,210円 24,000円 (+183) (+200)	B) 均等割額 現行 → 標準 → 改定案 10,200円 10,612円 10,800円 (△112)	B) 均等割額 現行 → 標準 → 改定案 10,000円 9,791円 9,800円 (△83)	B) 均等割額 標準 → 改定案 954円 900円 (+99) (+100)
C) 平等割額 現行 → 標準 → 改定案 22,600円 25,725円 23,000円 (+187)	C) 平等割額 現行 → 標準 → 改定案 8,200円 9,540円 8,600円 (△100)	C) 平等割額 現行 → 標準 → 改定なし 8,000円 7,861円 (△67)	C) 18歳以上均等割額 標準 → 改定案 69円 100円 (+7)

- ※ 均等割は1人について、平等割は1世帯について
- ※ 均等割、平等割については端数調整を実施
- ※ 現行税率は令和7年度の税率
- ※ 介護納付金は、40歳以上65歳未満の方のみ賦課

D) 平等割額
標準 → 改定案
964円 900円
(+101) (+100)

岡谷市の国保税率の算定（令和 8 年度）

○ 標準保険料（税）率を基に、応益割水準の平準化に向けた改定、被保険者の負担等を考慮し、岡谷市国保として賦課する保険税率を算定する。（赤字：仮係数での算定からの変更箇所）

医療・後期・介護

応益割2,000円増 所得割減 Δ0. 17%

子ども分

応益割1,900円 所得割 0. 26% 新しく増える

※（ ）内は現行税率

	①医療給付費分 （医療分）	②後期高齢者支援金等分 （支援金分）	③介護納付金分 （介護分）	④子ども・子育て支援納 付金分（子ども分）
A) 所得割額	7. 17% （7.26%）	2. 86% （2.89%）	2. 33% （2.38%）	0. 26%
B) 均等割額	24, 000円 （23,200円）	10, 800円 （10,200円）	9, 800円 （10,000円）	900円
C) 18歳以上 均等割額				100円
D) 平等割額	23, 000円 （22,600円）	8, 600円 （8,200円）	8, 000円 （8,000円）	900円

	岡谷市の保険税率に よる賦課総額(a)	標準保険料率による 保険料総額(b)	差額(a-b)
医療分	570,746,436円	578,933,110円	△8,186,674円
後期高齢者支援金分	231,212,529円	232,449,556円	△1,237,027円
介護納付金分	79,844,192円	79,447,340円	+ 396,852円
子ども分	21,850,397円	21,743,373円	+ 107,024円
全体	894,591,408円	912,573,379円	△8,919,825円

	一人当たり税額
子ども分	2,715円

岡谷市の国保税率の算定（令和８年度）

○改定案のまとめ（子ども分は新規のため、標準保険税率を参考に設定した）

令和8年度標準保険税率に近づける。応益割増を抑える。

改定案		現行税率	令和8年度	比較(R8-R7)
医療・後期・介護分	所得割	12.53%	12.36%	△0.17%
	均等割	43,400円	44,600円	+1,200円
	平等割	38,800円	39,600円	+800円

子ども分（新規）

応能：応益割合の見込み（医療分）→52.30:47.70

改定案		令和８年度
子ども分	所得割	0.26%
	均等割	900円
	18歳以上均等割	100円
	平等割	900円

○改定案の特徴

子ども分は新規に課税されるために平均して一人当たり2,715円は増える。（所得に応じて増）

応能割比率を維持し、全ての所得層で増額となる。応益割が増えるが、低所得者層ほど負担は軽減される。

※応益割（均等割、平等割）は、所得等に応じて7・5・2割軽減される。

岡谷市の国保税率の算定（令和 8 年度）

○ 「1人当たり保険税額」について、改定案と令和 7 年度の税率での額と比較。

改定案

区分	令和7年度 【年税額】	令和8年度 【年税額】	比較 (R8－R7)	改定率	仮係数時
医療分	70,676円	70,880円	204円	0.29%	△0.34%
支援分	28,112円	28,542円	430円	1.53%	1.52%
介護分	27,549円	27,078円	△471円	△1.71%	△1.71%
小 計	126,337円	126,500円	163円	0.13%	△0.23%
子ども分		2,715円	2,715円	皆増	2,429円
合 計	126,337円	129,215円	2,878円	2.28%	1.68%

○ 改定案の財源の不足見込み

★令和9年度分は令和8年度納付金【954,222,631円】の1%増を見込み、950万の財源不足を見込む。

★改定は令和8、9年度2年分とする。8年度不足分と改定を行わない9年度分の財源不足を計算する。

区分	令和8年度	令和9年度	合 計
改定案	9,000,000円	18,500,000円 (900万 + 950万)	27,500,000円

国保税率改定案の検討

- **改定案**を令和8年度及び令和9年度（隔年改定）の税率としたい。
- 改定を行わない予定である令和9年度分については不足する財源を試算し、基金等により対応する。

〈理由〉

- ◆ 長野県国保運営方針が令和10年度以降は国保税の県統一に向けた改革となることが見えてきている。岡谷市においても、応益割水準の平準化等について、令和9年度を目途に進めてきているが、令和10年度以降も、令和15年度（未定）の県統一に向けた標準保険税率が示されることになることから、特に課税構成が大きく関わる応能割応益割の調整については、引き続き低所得者層に配慮しつつ、急激な改定にならないように進めていきたい。
- ◆ 令和8年度からは新しく子ども・子育て支援金分の徴収が始まる。加入者にとっては新たな負担になるため、全体のバランスに配慮し、理解を得る必要がある。
- ◆ 基金については、今後も加入者の負担軽減に活用することとするが、県統一後の活用方法が未定であることから、ある程度の金額は残せるように計画的に活用する。今後の取り崩し状況によるが隔年改定を基本としつつも、毎年 of 状況を見ながら、柔軟に検討を行う。

今後のスケジュールについて

日付	時間	内容
令和8年1月26日(月)	16:30～	答申(正副会長)
令和8年2月4日(水)	19:00～	第4回 国保運営協議会 (令和8年度予算案)
令和8年2月10日(火)	14:00～	諏訪地方国保研修会